

改正 令和4年4月1日

花園大学学位規程第7条第5項に定める学位論文に係る審査基準は、次のとおりとする。

(修士の学位論文評価基準)

修士の学位論文の評価基準は次のとおりとする。

1. 明確な問題意識に基づき、研究の意義や必要性が的確に述べられているか。
2. 設定されたテーマについて、必要にして十分な論述内容をもっているか。
3. 当該研究テーマに最低限不可欠と認められる先行研究を渉猟し、客観的・学術的立場から必要かつ十分に整理がなされ、独自の知見が加えられているか。
4. 学術的価値のある結果が導出されているか。
5. 学術論文として体系的に構成されており、適切な表現・表記法によって記述されているか。
6. 自らの研究を学術研究倫理の理解と遵守に基づき、研究計画の立案とその遂行を指導教員等の指導・助言を受けながら、実践しているか。

(博士の学位論文評価基準)

博士の学位論文の評価基準は次のとおりとする。

1. 明確な問題意識に基づき、研究の意義や必要性が的確に述べられているか。
2. 設定されたテーマについて、必要にして十分な論述内容をもっているか。
3. 当該研究テーマに不可欠と認められる先行研究を渉猟し、理解したうえで、客観的・学術的立場から整理がなされ、批判的かつ独自の知見が加えられているか。
4. 学術的価値のある結果が導出されているか。
5. 論理が明晰に展開され、学術論文として体系的に構成されており、適切な表現・表記法によって記述されているか。
6. 自らの研究を学術研究倫理の理解と遵守に基づき、研究計画の立案とその遂行を指導教員等の指導・助言を受けながら、継続して実践しているか。